

愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）第2項に規定する特例事務の全部又は一部の処理に電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する場合であって、当該特例事務を市町村又は広域連合が処理することが適当でないときとして知事が定めるときについては、次の表のとおりです。

令和7年12月19日  
（最終改正 令和8年7月2日）

事 務	備 考
1 条例別表第6の4の項に規定する事務のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。）第33条の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
2 条例別表第6の5の項に規定する事務のうち、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の規定による届出を受理するとき。	※1(2)
3 条例別表第6の12の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。  (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）第4条第2項の規定により申請を受理するとき。  (2) 法第6条の2第1項の規定により申請を受理するとき。  (3) 法第7条第3項の規定により届出を受理するとき。  (4) 法第9条の規定により申請を受理するとき。  (5) 法第10条第1項の規定により届出を受理するとき。  (6) 法第10条第2項の規定により届出を受理するとき。  (7) 法第21条第1項の規定により届出を受理するとき。  (8) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）第33条の規定により登録票を交付するとき。  (9) 政令第34条の規定により許可証を交付するとき。  (10) 政令第35条第2項の規定により申請を受理するとき。  (11) 政令第36条第2項の規定により申請を受理するとき。  (12) 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第4条第1項の規定により申請を受理するとき。  (13) 毒物及び劇物取締法施行細則（以下この項において「細則」という。）第1条の規定により届出を受理するとき。  (14) 細則第2条の規定により申請を受理するとき。  (15) 細則第3条の規定により申請を受理するとき。  (16) 細則第4条の規定により申請を受理するとき。	  ※1(1)  ※1(1)  ※1(2)  ※1(1)  ※1(2)  ※1(2)  ※1(2)  ※2(1)  ※2(1)  ※1(1)  ※1(1)  ※1(1)  ※1(2)  ※1(1)  ※1(1)  ※1(1)

<p>(17) 細則第5条の規定により申請を受理するとき。</p> <p>(18) 細則第6条の規定により指定証を交付するとき。</p> <p>(19) 細則第7条の規定により申請を受理するとき。</p> <p>(20) 細則第8条の規定により申請を受理するとき。</p>	<p>※1(1)</p> <p>※2(1)</p> <p>※1(1)</p> <p>※1(1)</p>
<p>4 条例別表第6の14の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。</p> <p>(1) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下この項において「法」という。）第30条の13の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(2) 法第30条の14第1項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(3) 法第30条の14第2項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(4) 法第30条の14第3項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(5) 法第30条の15第1項の規定により報告を受理するとき。</p> <p>(6) 法第30条の15第2項の規定により報告を受理するとき。</p>	<p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(6)</p> <p>※1(6)</p>
<p>5 条例別表第6の15の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。</p> <p>(1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下この項において「法」という。）第4条の規定により免許証を交付するとき。</p> <p>(2) 法第7条第1項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(3) 法第7条第3項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(4) 法第8条の規定により免許証の返納を受理するとき。</p> <p>(5) 法第9条第1項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(6) 法第9条第2項の規定により免許証を交付するとき。</p> <p>(7) 法第10条第1項の規定により申請を受理するとき。</p> <p>(8) 法第10条第2項の規定により免許証の返納を受理するとき。</p> <p>(9) 法第29条の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(10) 法第35条第1項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(11) 法第35条第2項の規定により届出を受理するとき。</p> <p>(12) 法第36条第1項の規定により届出を受理するとき。</p>	<p>※2(1)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※2(3)</p> <p>※1(2)</p> <p>※2(2)</p> <p>※1(1)</p> <p>※2(3)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p>

- |      |  |       |
|------|--|-------|
| (13) | 法第36条第3項の規定により届出を受理するとき。                 | ※1(2) |
| (14) | 法第46条第1項の規定により届出を受理するとき。                 | ※1(2) |
| (15) | 法第47条の規定により届出を受理するとき。                    | ※1(2) |
| (16) | 法第48条の規定により届出を受理するとき。                    | ※1(2) |
| (17) | 法第49条の規定により届出を受理するとき。                    | ※1(2) |
| (18) | 法第50条の4で準用する法第4条の規定により免許証を交付するとき。        | ※2(1) |
| (19) | 法第50条の4で準用する法第7条第1項及び第3項の規定により届出を受理するとき。 | ※1(2) |
| (20) | 法第50条の4で準用する法第8条の規定により免許証の返納を受理するとき。     | ※2(3) |
| (21) | 法第50条の4で準用する法第9条第1項の規定により届出を受理するとき。      | ※1(2) |
| (22) | 法第50条の4で準用する法第9条第2項の規定により免許証を交付するとき。     | ※2(2) |
| (23) | 法第50条の4で準用する法第10条第1項の規定により申請を受理するとき。     | ※1(1) |
| (24) | 法第50条の4で準用する法第10条第2項の規定により免許証の返納を受理するとき。 | ※2(3) |
| (25) | 法第50条の7で準用する法第4条の規定により登録証を交付するとき。        | ※2(1) |
| (26) | 法第50条の7で準用する法第7条第1項及び第3項の規定により届出を受理するとき。 | ※1(2) |
| (27) | 法第50条の7で準用する法第8条の規定により登録証の返納を受理するとき。     | ※2(3) |
| (28) | 法第50条の7で準用する法第9条第1項の規定により届出を受理するとき。      | ※1(2) |
| (29) | 法第50条の7で準用する法第9条第2項の規定により登録証を交付するとき。     | ※2(2) |
| (30) | 法第50条の7で準用する法第10条第1項の規定により申請を受理するとき。     | ※1(1) |
| (31) | 法第50条の7で準用する法第10条第2項の規定により登録証の返納を受理するとき。 | ※2(3) |
| (32) | 法第50条の22第1項の規定により届出を受理するとき。              | ※1(2) |
| (33) | 法第50条の24第2項の規定により届出を受理するとき。              | ※1(2) |
| (34) | 法第50条の27の規定により届出を受理するとき。                 | ※1(2) |
| (35) | 法第50条の28第1項の規定により届出を受理するとき。              | ※1(2) |
| (36) | 法第50条の28第2項の規定により届出を受理するとき。              | ※1(2) |

(37)	麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「省令」という。）第1条の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(38)	省令第1条の4の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(39)	省令第9条の2第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(40)	省令第9条の2第3項の規定により許可書を交付するとき。	※2(1)
(41)	省令第9条の2第6項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(42)	省令第9条の2第8項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(43)	省令第9条の2第9項の規定により許可書を交付するとき。	※2(2)
(44)	省令第9条の2第10項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(45)	省令第9条の2第11項の規定により許可書の返納を受理するとき。	※1(2)
(46)	省令第14条の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(47)	省令第14条の4の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(48)	省令第21条の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(49)	麻薬及び向精神薬取締法施行細則第4条の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
6	条例別表第6の16の項に規定する事務のうち、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第3項の規定による届出を受理するとき。	※1(2)
7	条例別表第6の19の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。	
(1)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）第6条の2第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(2)	法第6条の3第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(3)	法第12条第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(4)	法第13条第3項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(5)	法第13条の2の2第3項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(6)	法第14条の8第3項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(7)	法第14条の9第1項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(8)	法第14条の9第2項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)

- |      |  |       |
|------|--|-------|
| (9)  | 法第19条第1項の規定により届出を受理するとき。   | ※1(2) |
| (10) | 法第19条第2項の規定により届出を受理するとき。   | ※1(2) |
| (11) | 法第23条の2第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (12) | 法第23条の2の3第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (13) | 法第23条の2の16第1項の規定により届出を受理するとき。  | ※1(2) |
| (14) | 法第23条の2の16第2項の規定により届出を受理するとき。  | ※1(2) |
| (15) | 法第23条の20第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (16) | 法第23条の22第3項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (17) | 法第23条の36第1項の規定により届出を受理するとき。  | ※1(2) |
| (18) | 法第23条の36第2項の規定により届出を受理するとき。  | ※1(2) |
| (19) | 法第34条第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (20) | 法第38条第2項で準用する法第10条の規定により届出を受理するとき（卸売販売業に限る。）。  | ※1(2) |
| (21) | 法第40条の2第3項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (22) | 法第40条の3の規定により届出を受理するとき。  | ※1(2) |
| (23) | 法第40条の5第3項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (24) | 法第40条の7で準用する法第10条の規定により届出を受理するとき。  | ※1(2) |
| (25) | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第2条の7項の規定により認定証を交付するとき。 | ※2(1) |
| (26) | 政令第2条の8第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (27) | 政令第2条の9第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (28) | 政令第4条第1項の規定により許可証を交付するとき。  | ※2(1) |
| (29) | 政令第5条第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (30) | 政令第6条第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (31) | 政令第11条第1項の規定により許可証を交付するとき。   | ※2(1) |

- |      |  |       |
|------|--|-------|
| (32) | 政令第12条第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (33) | 政令第13条第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (34) | 政令第16条の3第1項の規定により登録証を交付するとき。   | ※2(1) |
| (35) | 政令第16条の4第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (36) | 政令第16条の5第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (37) | 政令第22条第1項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (38) | 政令第37条第1項の規定により許可証を交付するとき。   | ※2(1) |
| (39) | 政令第37条の2第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (40) | 政令第37条の3第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (41) | 政令第37条の8第1項の規定により登録証を交付するとき。   | ※2(1) |
| (42) | 政令第37条の9第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (43) | 政令第37条の10第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (44) | 政令第43条の3第1項の規定により許可証を交付するとき。   | ※2(1) |
| (45) | 政令第43条の4第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (46) | 政令第43条の5第2項の規定により申請を受理するとき。  | ※1(1) |
| (47) | 政令第43条の10第1項の規定により許可証を交付するとき。  | ※2(1) |
| (48) | 政令第43条の11第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (49) | 政令第43条の12第2項の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |
| (50) | 政令第44条の規定により許可証を交付するとき（卸売販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証の交付に限る。）。                             | ※2(1) |
| (51) | 政令第45条第2項の規定により申請を受理するとき（卸売販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証の交付に限る。）。                           | ※1(1) |
| (52) | 政令第46条第2項の規定により申請を受理するとき（卸売販売業及び再生医療等製品の販売業の許可証の交付に限る。）。                           | ※1(1) |
| (53) | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第10条の8の規定により届出を受理するとき。 | ※1(2) |
| (54) | 省令第10条の9の規定により申請を受理するとき。   | ※1(1) |

(55)	省令第16条の3第1項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(56)	省令第16条の3第3項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(57)	省令第23条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(58)	省令第30条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(59)	省令第31条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(60)	省令第34条の7第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(61)	省令第38条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(62)	省令第46条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(63)	省令第48条第1項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(64)	省令第53条の2第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(65)	省令第68条の9第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(66)	省令第114条の6第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(67)	省令第114条の13第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(68)	省令第137条の6第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(69)	省令第137条の13第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(70)	省令第137条の14第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(71)	省令第159条の5の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(72)	省令第159条の7第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(73)	省令第159条の9第2項の規定により届出を受理するとき。	※1(2)
(74)	省令第159条の10第3項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(75)	省令第159条の10第4項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(76)	省令第159条の11第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(77)	省令第159条の12第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(78)	省令第185条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)

(79)	省令第186条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(80)	省令第229条第1項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(81)	省令第262条の規定により申出を受理するとき。	※1(4)
(82)	省令第264条第2項の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
(83)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和42年愛知県規則第43号）第7条の規定により申請を受理するとき。	※1(1)
8	<p>条例別表第6の21の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。</p> <p>(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号。）第12条の2第1項の登録の申請を受理するとき。</p> <p>(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下この項において「省令」という。）第32条の規定により登録証明書を交付するとき。</p> <p>(3) 省令第33条第1項の規定により届出を受理するとき。</p>	<p>※1(1)</p> <p>※2(1)</p> <p>※1(2)</p>
9	<p>条例別表第12の11の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。</p> <p>(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下この項において「法」という。）第10条第1項の規定により行われた届出の受理をするとき。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により行われた届出の受理をするとき。</p> <p>(3) 法第11条の規定により行われた通知の受理をするとき。</p>	<p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(3)</p>
10	<p>条例別表第12の12の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。</p> <p>(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第10条第1項の規定により行われた届出の受理をするとき。</p> <p>(2) 法第10条第2項の規定により行われた届出の受理をするとき。</p> <p>(3) 法第11条の規定により行われた通知の受理をするとき。</p>	<p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(3)</p>
11	<p>条例別表第12の17の項に規定する事務に係る場合で次に掲げるとき。</p> <p>(1) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33号。以下この項において「人街条例」という。）第12条の規定により行われた届出の受理をするとき。</p> <p>(2) 人街条例第14条の規定により行われた届出の受理をするとき。</p> <p>(3) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（平成17年愛知県規則第58号）第11条第1項の規定により請求を受理するとき。</p>	<p>※1(2)</p> <p>※1(2)</p> <p>※1(5)</p>

※ 1(1) 電子情報処理組織を使用して知事に対する申請が行われたときに限る。

- ※ 1(2) 電子情報処理組織を使用して知事に対する届出が行われたときに限る。
- ※ 1(3) 電子情報処理組織を使用して知事に対する通知が行われたときに限る。
- ※ 1(4) 電子情報処理組織を使用して知事に対する申出が行われたときに限る。
- ※ 1(5) 電子情報処理組織を使用して知事に対する請求が行われたときに限る。
- ※ 1(6) 電子情報処理組織を使用して知事に対する報告が行われたときに限る。
- ※ 2(1) 電子情報処理組織を使用して知事に対する申請が行われた場合における当該申請に係る交付をするときに限る。
- ※ 2(2) 電子情報処理組織を使用して知事に対する届出が行われた場合における当該届出に係る交付をするときに限る。
- ※ 2(3) 電子情報処理組織を使用して知事に対する申請が行われた場合における当該申請に係る返納を受理するときに限る。